

## 基準の仕組みと誘導策の方向性について

### <基準の仕組み>

- ・仕様規定は定めず、ガイドラインをつくる。
- ・最低限守るべき事項と望ましい事項を定める。

・各カテゴリーの必須事項

+

望ましい事項

### <誘導策>

<b>新築等京町家の供給</b> (新築+昭和 25 年以降住宅の改修)	(参考) 既存京町家の改修	<b>ねらい</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた計画に対して表彰を行う</li> <li>・最低限守るべき必須事項以外に、推奨事項を設ける</li> <li>・伝統構法に対して助成金などの支援を行う</li> <li>・認定制度 京都市から「新築等京町家」としてのお墨付きを希望される方に対応するため、商品としての認定や、個別建物の認定ができる制度を設ける。</li> <li>・事業者登録制度 新築等京町家の趣旨に賛同し、新築等京町家の供給にご協力いただける事業者を登録し、登録事業者を市ホームページ等で紹介することにより、事業者のモチベーション向上につなげる。</li> <li>・出来る限り仕様のな基準にしない</li> <li>・現代的な生活やニーズに対応可能な基準とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた計画に対して表彰を行う</li> <li>・指定京町家の改修に対する助成制度</li> <li>・「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」(3条その他条例)による建築基準法の適用除外</li> <li>・京町家の改修に関するガイドライン等の作成</li> <li>・事業者登録等 上記ガイドライン等に基づいた改修を行う事業者を増やす方策として事業者登録制度などを検討。</li> <li>・京町家マッチング制度</li> </ul>	本格的な「京町家」を誘導  取組の裾野を広げる
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点エリアを設ける 重点エリアの候補案                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 京町家条例に基づく指定地区</li> <li>- 細街路の再整備を図るエリア</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京町家まちづくりファンド改修助成事業</li> </ul>	モデル的な取組を進める